

**サービスにかかった費用の
1割、2割または3割を
負担します**



65歳以上の方

The flowchart determines the user burden rate based on the total income of the individual and their household size. It starts with two decision points: 'Total income of the individual is less than 1.6 million yen' and 'Total income of the individual is less than 2.2 million yen'. If the first condition is met, the burden rate is 30% for all household sizes. If not, it checks the second condition. If the second condition is met, it then checks the household size: if 1 person, the burden rate is 20%; if 2 or more people, the burden rate is 10%. If neither income condition is met, the burden rate is 10% for all household sizes.

```

graph TD
    A[本人の合計所得金額*  
が160万円未満] -- はい --> D[利用者負担3割]
    A -- いいえ --> B[本人の合計所得金額*  
が220万円未満]
    B -- はい --> E[課税年金収入額*+その他の合計所得金額*  
同一世帯に65歳以上の方(本人を含む)が  
1人の場合 280万円  
2人以上いる場合 合計346万円]
    B -- いいえ --> C[課税年金収入額*+その他の合計所得金額*  
同一世帯に65歳以上の方(本人を含む)が  
1人の場合 340万円  
2人以上いる場合 合計463万円]
    C -- 以上 --> D
    C -- 未満 --> E
    E -- 以上 --> F[利用者負担2割]
    E -- 未満 --> G[利用者負担1割]
    H[課税年金収入額*+その他の合計所得金額*  
同一世帯に65歳以上の方(本人を含む)が  
1人の場合 340万円  
2人以上いる場合 合計463万円] -- 以上 --> D
    H -- 未満 --> E
  
```

課税年金収入額*+その他の合計所得金額*
同一世帯に65歳以上の方(本人を含む)が
1人の場合 340万円
2人以上いる場合 合計463万円

課税年金収入額*+その他の合計所得金額*
同一世帯に65歳以上の方(本人を含む)が
1人の場合 280万円
2人以上いる場合 合計346万円

利用者負担3割

利用者負担2割

利用者負担1割

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
利用負担割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号及び保険者の名称及び印 	

世帯員数	世帯の 年間収入額	世帯の 預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

中央区社会福祉協議会 ☎3206-0506

介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



1カ月の利用者負担が上限額を超えたとき

■高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの、利用者負担の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が利用者負担額の上限を超えた場合、申請により区が認めたときには超えた額が支給されます。
▶該当する方には申請書を送付するので、区に「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限額

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
●一般	44,400円
●区民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

■高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が翌々年4月以降に支給されます。
▶中央区国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方のうち、支給対象となる見込みの方には翌々年に申請用紙が郵送されますので、医療保険の窓口申請書を提出してください。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の 方がいる世帯	所得区分	70～74歳の 方がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一 般	56万円	56万円
区民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります
●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

利用者負担金の減免について

災害等により居住する家屋が著しい損害を受けた場合などに利用者負担金の減免を受けられることがあります。

教えて！ 介護保険

介護サービス・介護保険料に関する税の控除

●社会保険料控除

介護保険料として支払った額は、社会保険料控除の対象となります。

【お問合せ先】 保険年金課収納係（☎3546-5365）

●障害者控除および特別障害者控除

65歳以上の方で、下記の条件に該当する場合、障害者控除または特別障害者控除の適用を受けるための「認定通知書」を発行します。

- 条 件 下記の（1）～（3）すべてに該当する方
- （1）障害者手帳等の交付を受けていない方
 - （2）要介護1以上の要介護認定を受けている方
 - （3）認定情報から寝たきり状態や認知症状が確認できる方

【お問合せ先】 介護保険課介護認定係（☎3546-5385）

●医療費控除

◆おむつ代

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、「確認書」を発行します。

- 条 件 下記の（1）、（2）いずれも該当する方
- （1）おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方
 - （2）要介護認定のときに主治医が記入した「主治医意見書」の内容から、寝たきりで尿失禁の可能性があることが確認できる方

【お問合せ先】 介護保険課介護認定係（☎3546-5385）

◆居宅サービス利用者（介護予防サービスも含む）

- 条 件 下記の（1）、（2）いずれも該当すること
- （1）居宅サービス計画又は介護予防サービス計画にもとづいて居宅サービスを受けていること
 - （2）居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に次のような医療系サービスが位置付けられていること
訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所療養介護、居宅療養管理指導等

対象サービス 訪問介護（生活援助中心型を除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一部を除く）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等

対 象 費 用 居宅介護サービス事業者等に支払った自己負担額

◆施設入所者

条 件 指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の入所者

対 象 費 用 施設に支払った自己負担額（居住費・食費及び介護費）
※ただし、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設は支払った額の2分の1

※「高額介護サービス費」により支給された分は医療費控除から除かれます。
※全ての介護サービスについて、日常生活費、特別な居住費・食費は医療費控除の対象とはなりません。
※医療費控除の対象額が総所得金額等の5%（総所得金額等が200万円以上の方は10万円）を超えないと適用されません。
※医療費控除の対象となる額は領収書に記載されています。大切に保管しておきましょう。

所得税の控除全般については
税務署にお問い合わせください。

【お問合せ先】 日本橋税務署 ☎3663-8451
京 橋 税 務 署 ☎4434-0011